

平成 30 年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第 50 号

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1

2 議案第 98 号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5

◎ 所管事項説明

1 「平成 29 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて（環境生活部関係）・・・・・・・・

7

2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について・・・・・・・・

10

3 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について・・・・・・・・

26

4 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果について（環境生活部関係）・・・・・・・・・・・・・・・・

32

5 各種審議会等の審議状況について（環境生活部関係）・・・・・・・・

45

平成 30 年 3 月 13 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 50 号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

認定NPO法人は、運営組織や事業活動が適正であるなど一定基準を満たした場合、所轄庁（都道府県等）によって認定されるものであり、その法人への寄附者が税制上の優遇措置を受けることができます。

今回、認定NPO法人の更新にあたって、地方税法<sup>注1</sup>の規定により、同法<sup>注2</sup>の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の追加を行うものです。

注1 地方税法第 37 条の 2 第 3 項

注2 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号

2 概要（新旧対照表は別紙1のとおり）

(1) 追加する法人の名称等

名 称	認定特定非営利活動法人 森林の風（もりのかぜ）
主たる事務所の所在地	三重県四日市市三滝台四丁目 15 番地 7
設 立 年 月 日	平成 17 年 9 月 22 日
定款に記載された目的	県民及び国民に対して、豊かな森を育て未来に継承するための森林づくり及び多くの人々が森に関わり、緑の大切さを伝えることに関する事業を行い、もって自然環境の保護に寄与すること
事 業 の 概 要	人工林総合施業（植樹、草刈、除伐、間伐など）、里山の再生、竹林の整備、森林施業基礎研修会、森林活動体験研修会
特定非営利活動を行う区 域	桑名市、四日市市、東員町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、菰野町

(2) 審査の方法及び結果

①事前審査

- ・書面審査をしたところ、記載内容に不備がないことを確認した。
- ・法人の事務所において代表者から聴き取りをしながら証拠書類を確認したところ、申出内容と整合していることを確認した。
- ・市町長及び県警察本部長へ意見聴取をしたところ、指定基準非該当又は欠格事由該当の旨の意見はなかった。

②審議会（三重県指定特定非営利活動法人審査委員会）の審査・答申

三重県知事が審議会へ諮問したところ、指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申が出された。

3 施行日

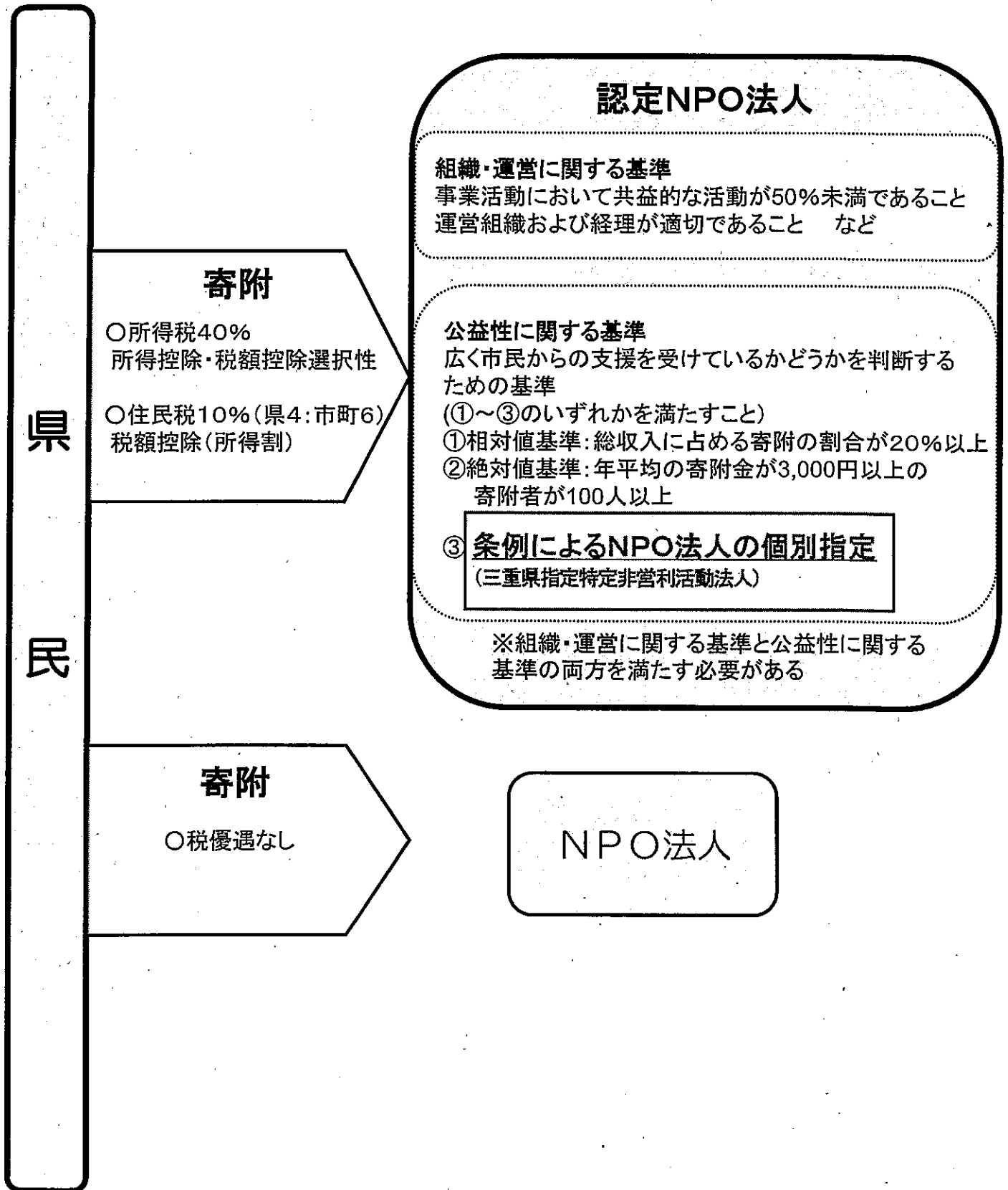
公布の日から施行

別紙1

○地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案		現行	
<p>(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人)</p> <p>第二条 地方税法第三十七条の二第三項の規定に基づき、前条に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。</p>		<p>(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人)</p> <p>第二条 地方税法第三十七条の二第三項の規定に基づき、前条に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。</p>	
<p>特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人みえきた市民活動センター</p>	<p>主たる事務所の所在地</p> <p>三重県桑名市南魚町八十六番地</p>	<p>特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人みえきた市民活動センター</p>	<p>主たる事務所の所在地</p> <p>三重県桑名市南魚町八十六番地</p>
<p>認定特定非営利活動法人森林の風</p>	<p>三重県四日市市三滝台四丁目十五番地七</p>		

## 認定NPO法人の制度と税の優遇制度



# 参考2

## 三重県指定特定非営利活動法人の指定基準

基準			
住所	1	県内に主たる事務所を有すること	
寄付金充当事業	2	寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野(NPO法別表第1号から第19号まで、三重県条例第27条各号)の活動であって、次に掲げる基準に適合していること (イ) 定款の目的に適合した事業であること (ロ) 県内で実施される事業であること (ハ) 地域の課題の解決に資するものであること	
公益性に関する基準	3	県民等に対して特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準のいずれかに適合していること (イ) テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用した情報提供の回数(規則:年2回以上) (ロ) インターネット等により、特定非営利活動に係る情報を提供した回数(規則:年4回以上) (ハ) 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物を設置した施設の数(規則:年5箇所以上) (ニ) 県民等を対象として主催したセミナー又はイベントにおいて情報提供した回数(規則:年4回以上)	
	4	県民等から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること (イ) 組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントの運営に係るボランティア活動をした者の数(規則:延べ年100人以上、かつ実人数が年10人以上) (ロ) 寄附を3,000円以上した者の数(規則:年50人以上) (ハ) 県民等を対象として主催したセミナー又はイベントに参加した者の数(規則:延べ年100人以上) (ニ) 他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数(規則:年1回以上)	
	5	地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること(規則:年6月以上の期間) (イ) 県内で継続的に実施した実績があると認められること (ロ) 県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること	
組織・運営に関する基準	6	事業活動において共益的な活動が50%未満であること	
	7	運営組織および経理が適切であること	(イ) 役員のうち親族関係を有する者等人数÷役員総数 $\leq$ 1/3 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等の人数÷役員総数 $\leq$ 1/3
			(ロ) 各社員の表決権が平等であること
			(ハ) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、帳簿及び書類を備え付けて取引を記録し帳簿を保存していること
			(ニ) 適正な経理を行っていること
	8	事業活動の内容が適正であること	(イ) 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと
			(ロ) 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと
			(ハ) 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq$ 80%
			(ニ) 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq$ 70%
	9	情報公開を適切に行っている(閲覧すること)	事業報告書等、役員名簿及び定款等
	10	三重県への事業報告書等の提出	事業報告書等(会計書類、役員名簿等)
	11	不正行為等	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
12	設立後の経過期間	申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること	

(議案補充説明)

## 2 議案第 98 号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正の趣旨

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

#### 【参考】

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)

### 2 概要(新旧対象表は別紙 1 のとおり)

水銀汚染防止を目的とする水俣条約が発効し、国内においては、水銀の大气排出を抑制するため大気汚染防止法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。改正法では、水銀排出量の多い施設(廃棄物焼却炉、石炭専焼ボイラー等)が水銀排出施設として届出の対象とされました。

大気汚染防止法のばい煙発生施設など規制対象施設の県への届出については、全ての市町を経由することにしてあります。このことから、水銀排出施設の届書の受理に関する事務についても同様とするため、条例を改正するものです。

### 3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日から施行

別紙1

○三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づくばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>九〇十五（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づくばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>九〇十五（略）</p>

# 1 「平成29年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて(環境生活部関係)

## (1) 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの(複数回の見直しを行う)

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における事務事業の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したのものには、「☆」を付けています。

### (1) 平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し(予定)年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
			該 当 な し		
	(1)小計			0	

※平成31年度以降の見直しについては平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

### (2) 平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
7	交通事故相談事業費	平成30年度	中立的、専門的な立場で交通事故相談の窓口を開設しているが、民間自動車保険の充実等により相談件数が減少してきており、平成30年度から相談窓口を縮小する。	4,540	環境生活部
	(2)小計			4,540	

### (3) 平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し(予定)年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
2	環境経営促進事業費 (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム導入事業費)	平成32年度	M-EMS認証制度は平成16年度から運用を開始し、県の関与が長期にわたってきたことから見直す。 平成31年度までは現在の委託事業を継続するが、第二次行動計画終了年度である平成31年度末を委託事業の終期とし、M-EMSの認証継続事業所が300社程度となるよう普及を進めていくこととする。	4,958	環境生活部
	(3)小計			4,958	



## (2)集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの（複数回の見直しを行う）

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したものには、「☆」を付けています。

### (1)平成29年度から平成31年度における見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
1 ①	浄化槽設置促進事業補助金	平成29年度～ 31年度	これまでの取組の結果、県内の生活排水処理施設の整備率が平成27年度末で82.6%となり、一定の成果がみられる。このため、生活排水処理施設の整備率の達成状況を見ながら、市町の事業量を的確に精査して必要な補助は継続しつつ、平成29年度から見直し作業を開始し、平成31年度を目途に制度の見直しについて市町と協議を行う。	137,928	環境生活部
1 ②	浄化槽市町整備促進事業補助金			31,653	
	(1)小計			169,581	

### (2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
			該当なし		
	(2)小計			0	

### (3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
			該当なし		
	(3)小計			0	

※平成31年度以降の見直しについては平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

### (3) 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○見直しにあたっては、次の基本的な考え方に基づいて方向性の検討を行いました。

(1) 引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。

(2) 引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。

(3) 管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適切か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFIの導入、収支改善等に努めることとします。

なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
9	交通安全研修センター ＜指定管理＞	当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため平成7年に建設された。 当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識に変化があったと回答しているが、交通安全教育は、警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていること、県内の交通事故の死亡者数は、全国的には上位であることから、取組の更なる効率化を図る必要があることなどを踏まえて、今後の見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。	環境生活部
10	みえ県民交流センター ＜直営、一部指定管理＞	当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に平成13年に建設された。 当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体の拠点や連携の場となる機能を有しているが、開館時間やフロアの活用方策の見直しなどにより、施設を一層効率的・効果的に活用できると考えられることを踏まえて、今後の見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。	環境生活部
11	旧博物館 ＜直営＞	当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。 三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転するとして、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。	廃止(売却)	環境生活部
12	旧留学生センター ＜直営＞	当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」(企業庁所管)、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」(環境生活部所管)として昭和59年に建設された。 現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。	管理換え(埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用)	環境生活部

## 2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等について

### 1 公私比率等検討部会での検討

高等学校の募集定員については、平成 25 年 12 月に公私比率等検討部会が提言としてまとめた平成 33 年度までの方向性をふまえ、毎年度の公立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

県内の中学校卒業生数が今後大幅に減少することや、公私協でこれまでの公私比率等の提言の方向性について検証する必要があるとの意見が出されたことから、平成 29 年 9 月に高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）を改めて設置し、これまでの募集定員の策定状況と公私比率等の検証、平成 33 年度までの公私比率等のあり方について、4 回にわたり検討を行ってきました。

### 2 部会のまとめ（公私協への提言）

部会で検討した内容を「平成 33 年度までの募集定員の公私比率等について」（別添資料）としてまとめました。

#### 〔主な内容〕

平成 33 年 3 月までの 3 年間で全日制高校の募集定員が 1,600 人余り減少することが見込まれる中で、今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下のように募集定員を策定することが必要である。

- 募集定員は、中学生の進路状況が年度により異なることや、中学校卒業生数を在籍者数をもとに毎年正確に算出する必要があることから、毎年度公私協の場で協議して策定する。
- 県内全日制高校への進学率が低下する傾向にあり、このことは県外の私立高校や私立の通信制高校への進学者の増加が考えられることから、県立高校と私立高校双方が一層の特色化・魅力化を図り、多様な生徒を受け入れるように努めるなど、今後も生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えていくことが必要である。そのために今後の募集定員の大幅な減少を県立高校と私立高校で適切に分担する。
- 県立高校と私立高校が魅力ある学校づくりをすすめ、生徒・保護者の幅広いニーズに応えながら募集定員の大幅な減少に適切に対応するためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要がある。地域ごとの高校の設置状況や中学校卒業生数の状況をふまえて平成 25 年に示した公私比率等の方向性を今後も継続する。
- 平成 33 年度までの公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業生数の増減がこれまでと異なることから予測することは難しいものの、平成 33 年度には県立高校が 75～76% 程度、私立高校が 24～25% 程度となることが見込まれる。（平成 30 年度の公私比率は、県立：私立 77.3：23.1）

### 3 今後の対応

部会から、3 月下旬に開催される公私協に「平成 33 年度までの募集定員の公私比率等について」を提言として報告します。

公私協では、部会の提言を受けて協議し、協議結果をふまえ、平成 31 年度以降の募集定員を策定します。

## 平成33年度までの募集定員の公私比率等について

平成30年2月13日

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」）は、平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定にかかる検証及び平成33年度までの公私比率等についての検討を行いました。ここに、そのまとめを、三重県公立高等学校協議会（以下「公私協」）に提言します。

## 1 経緯

募集定員の公私比率等については、本県の募集定員が大きく減少することが予想されたことから、平成25年6月、公私協のもとに、部会を設置して、平成33年3月までの中学校卒業生数の減少を見すえて協議し、平成25年12月に中長期的な方向性を「今後の高等学校生徒募集定員における公私比率等について」（以下「提言」）としてまとめました。

提言の主な内容は次のとおりです。

## 1 県立高校と私立高校の役割

県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えるため双方がその役割を果たしている。

県立高校 = 県内の広域にわたり学校を設置し、教育サービスを保護者負担の面で受けやすくすること等により教育を受ける機会を保障するとともに、普通科のほか専門学科や総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。

私立高校 = 設置者独自の建学の精神に基づき、県立高校にはない特色ある教育活動を展開したり、併設中学校と中高一貫教育を実施したりするなど、個性豊かな教育活動を展開している。

## 2 特色化・魅力化の必要性

中学校卒業生数が今後大きく減少することが見込まれ、高等学校生徒募集定員も減じていかなければならない状況にある中で、県立高校と私立高校は互いに切磋琢磨し、また協力して、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められる。

## 3 公私比率等の中長期的な方向性

今後の生徒募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないが、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業生の増減及び進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにする必要がある。

## ① 桑名・四日市、鈴鹿・津地域

県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるよう募集定員を策定する

## ② 松阪地域、伊勢地域、伊賀地域、尾鷲・熊野地域

県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように募集定員を策定する。

なお、いずれの地域においても少子化の進行状況、中学生等の進路希望状況等を十分に考慮しながら、中学生等の進路を保障するという観点を重視して募集定員の策定を進めること、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう公私双方が努力することが求められる。

## 4 高等学校生徒募集定員の策定

県立高校及び私立高校の生徒募集定員については、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、中学校卒業生数をもとに、前年度及び近年の中学生の進路状況等を検証しながら、公私協の場で毎年度協議を行い策定することが必要である。

## 5 提言の検証

公私比率等の中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化の推進が図られているか等の観点から5年後（平成30年度）を目途に、部会を改めて設置して検証を行う。必要があれば早期に検証する。

平成27年度以降の募集定員は、この提言をふまえて公私協において毎年度協議し、策定してきました。提言では「5年後（平成30年度）を目途に検証を行う」とされていますが、中学校卒業者が平成29年3月から平成33年3月までの4年間で、約1,800人と大幅に減少することや、平成29年度の公私協での部会の早期設置が必要との意見をふまえ、平成29年9月に改めて本部会を設置し、検証を行うこととしたものです。

## 2 平成30年度までの募集定員の策定に係る検証

平成25年の提言では、募集定員の策定にあたり、少子化の進行状況や中学生等の進路希望状況を十分に考慮し、中学生の進路を保障するという観点を重視すること、高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られるよう努めていくことが必要である旨、示されています。

このため、検証にあたっては、募集定員と公私比率の推移（参考1、参考2）に加え、全日制高校への進学率（参考3）や進路希望と進学実績の状況（参考4、参考5）、県立高校と私立高校の定員の充足状況（参考6）等を資料として検討を行いました。

### (1) 県全体の状況

#### ①募集定員と公私比率

平成27年度から平成30年度までの各年度の募集定員の増減については、平成27年度は545人の減となり、県立高校が465人、私立高校が80人を分担しました。平成28年度は25人の増を私立高校で増やし、平成29年度の280人の減と平成30年度の80人の減は、すべて県立高校で減じました。

4年間で合計880人の減となり、その内訳は県立高校825人、私立高校55人となっています。その結果、公私比率は平成26年度の78.0 : 22.2から、平成30年度には77.3 : 23.1となり、県立高校で0.7ポイント低下し、私立高校で0.9ポイント上昇しました。

(入学年度)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (対26年度比)
中学校卒業見込者数		18,375	17,797	17,844	17,514	17,459 (▲916)
県内全日制入学見込者数		16,756	16,196	16,204	15,904	15,837 (▲919)
募集定員	県立	13,065	12,600	12,600	12,320	12,240 (▲825)
	私立	3,715	3,635	3,660	3,660	3,660 (▲55)
	計	16,780	16,235	16,260	15,980	15,900 (▲880)
公私比率 県立 : 私立		78.0 : 22.2	77.8 : 22.4	77.8 : 22.6	77.5 : 23.0	77.3 : 23.1

※ 公私比率の合計が100を上回るのは、生徒の学校選択の幅が広がるように、県内全日制高校入学見込者数に対して、県立高校と私立高校の募集定員に重なりを設けているためである。

#### ②中学生の進学状況

県立高校と私立高校を合わせた県内全日制高校への進学率は、平成27年度（平成26年度卒業生）以降は、年度によってやや高くなったり低くなったりするなかで、平成25年度卒業生が88.1%であったのに対し、平成28年度卒業生は87.7%と3年間で0.4ポイント低下しました。一方で、高等専門学校への進学率は2.1%

から2.4%と0.3ポイント、通信制高校への進学率は2.7%から3.2%と0.5ポイント、それぞれ上昇しました。このように高等専門学校と通信制高校への進学率が高まり、県内の全日制高校への進学率は低下しています。なお、通信制高校への進学は、私立高校（本校が県外にある高校を含む）が9割以上です。

(卒業年度)	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
中学校卒業生数	18,382		17,797		17,848		17,512	
県内全日制進学者数	16,190	88.1%	15,617	87.8%	15,698	88.0%	15,354	87.7%
高等専門学校進学者数	395	2.1%	386	2.2%	414	2.3%	414	2.4%
通信制高校進学者数	495	2.7%	549	3.1%	539	3.0%	563	3.2%

※ 進学者数の割合は、中学校卒業生数に対する割合である。

平成28年度の中学3年生の進路希望と進学実績をみると、県立全日制高校への進学希望は7月時点で約84%ですが、進学実績は約69%となっており、約15%の中学生が県立全日制高校以外の進路に変更しています。県内私立高校への進学希望は7月時点で約8%ですが、進学実績は約19%となっています。なお、県内私立高校については、県立高校再募集後の辞退者もあります。

また、県外全日制高校への進学実績も7月時点の進学希望と比べ、約1ポイント増加しています。このことから、7月時点では県内県立高校を希望していても、受検までの段階で、県内の私立高校や県外全日制高校、高等専門学校や通信制高校等へ進路を変更している状況がわかります。

(平成28年度)	進路希望				進学実績	
	7月		12月			
県内県立全日制進学者数	14,635	83.7%	13,251	75.7%	12,043	68.8%
県内私立全日制進学者数	1,409	8.1%	2,350	13.4%	3,311	18.9%
県外公私立全日制進学者数	286	1.6%	402	2.3%	430	2.5%
計	16,330	93.4%	16,003	91.4%	15,784	90.1%
中学校卒業（見込）者数	17,489		17,501		17,512	

※ 進学者数の割合は、中学校卒業（見込）者数に対する割合である。

## (2) 地域ごとの状況

### ① 桑名・四日市地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で280人、私立高校で34人の減となりました。その結果、公私比率は78.5:21.5と県立で0.5ポイント低下し、私立では0.5ポイント上昇しました。この地域では中学校卒業生の減少率が比較的小さかったことから、公私比率の変動は緩やかとなっていますが、概ね提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。

この地域には県立高校が16校、私立高校が4校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されていますが、県内の全日制高校への進学率は86.8%から85.9%と0.9ポイント低下しています。そうした中で、県立高校は定員を充足していますが、私立高校4校で合わせて100人以上の欠員が続いています。その原因として、隣接する愛知県の私立高校への進学者が多いこと、私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

## ②鈴鹿・津地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で240人、私立高校で6人の減となりました。その結果、公私比率は74.7:25.3と県立で1.1ポイント低下し、私立では1.1ポイント上昇し、提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。

この地域には県立高校が14校、私立高校が3校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されていますが、県内全日制高校への進学率は88.3%から88.1%と0.2ポイント低下しています。その原因として、高等専門学校や私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

## ③松阪地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で40人、私立高校で20人の減となりました。公私比率は68.2:31.8のまま変わらず、提言に示された方向性に沿った募集定員の策定が行われてきました。

この地域には県立高校が6校、私立高校が1校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されており、県内の全日制高校への進学率は88.8%から89.7%と0.9ポイント上昇しています。私立高校で定員をやや上回って入学している年もありますが、県立高校ではほぼ定員を充足しています。

## ④伊勢地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、県立高校で145人の減となりましたが、私立高校は5人増加しました。その結果、公私比率は72.7:27.3と県立で2.0ポイント低下し、私立では2.0ポイント上昇し、提言で示された「大きく変わらないように」という方向性と異なる状況になっています。その原因として、県全体の中学校卒業生数が平成28年3月にやや増加する見通しから、私立高校の募集定員総数を増やしましたが、この地域では、中学校卒業生数が減少する予測に対応して県立高校が募集定員を減じた一方で、私立高校では増やしたことがあります。

この地域には県立高校が9校、私立高校が2校あり、高校教育の多様な選択肢が保障されています。県内全日制高校への進学率は年度ごとに小さな増減があるものの、この4年間では変わっていません。私立高校で定員を充足している一方で、県立高校では毎年合わせて70人以上の欠員があり、私立高校で募集定員を超過して入学する人数が多くなると県立高校の欠員も多くなる状況があります。

## ⑤伊賀地域

平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定では、80人の減をすべて県立高校で対応しています。その結果、公私比率は87.2:12.8と県立で0.7ポイント低下し、私立では0.7ポイント上昇し、提言で示された「大きく変わらないように」という方向性と異なる状況になっています。その原因として、中学校卒業生の減少に対して、募集定員の減を私立高校では行わず、県立高校のみで対応したことがあります。

この地域では平成28年度に県立高校2校が統合したことにより、県立高校は5校となっています。一方で私立高校1校は地域外からの進学者が多いことから、高校教育の多様化や中学生の進路保障には、県立高校が大きな役割を果たしています。

隣接する関西圏の私立高校への進学者が比較的多い中で、県内全日制高校への進学率はこの4年間で86.0%から84.9%と1.1ポイント低下しており、その原因として、高等専門学校や私立の通信制高校への進学者が増加していることがあります。

#### ⑥尾鷲・熊野地域

この地域には私立高校がないことから、平成27年度から平成30年度までの募集定員の策定においては、40人の減をすべて県立高校で対応しています。

これまでに引き続き、県立高校3校において、普通科に加えて専門学科や総合学科を設置することなどにより、高校教育の選択肢を保障していますが、隣接する和歌山県の高校への進学者が比較的多い中で、これら3校への進学率はこの4年間で、90.0%から88.5%と1.5ポイント低下しており、欠員が広がりつつあります。その原因として、他地域にある高等専門学校への進学者が増加していることがあります。

### 3 平成33年度までの公私比率等について

中学校卒業生数は、平成30年3月から平成33年3月までの3年間で約1,760人と、大幅に減少することが予測されており、これに伴い、全日制高校の募集定員も、1,600人余り減少することが見込まれます。このような中で、今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、以下に示すように募集定員を策定することが求められます。

#### (1) 中学校卒業生数の予測をふまえた毎年度の募集定員の策定

今回の検証において、県内全日制高校への進学率はやや低下する傾向にあるものの、前年より上回る年もあることに加え、定時制、通信制、高等専門学校などの全日制高校以外への進学や県外の高校への進学についても、年度によって異なる状況がみられました。また、中学校卒業生数の予測も、毎年度在籍者数を確認してできる限り正確に算出する必要があります。これらのことから、今後の募集定員についても、県全体や各地域における中学生の進路状況を検証しながら、中学校卒業生数の増減予測をふまえて、毎年度公私協の場で協議を行い策定する必要があります。

#### (2) 高校の特色化と魅力化、募集定員の大幅減への対応

今回の検証において、全日制高校を希望している中学生が最終的に通信制高校に進学する割合が高くなったり、欠員がある一方で隣接県の高校への進学者が比較的多い地域があったりするなど、県内の全日制高校への進学率が低下してきています。



これらのことから、中学生が高校を選択する際に重視する特色や魅力をふまえ、県立高校は活性化計画に基づき、私立高校は建学の精神に基づいて、切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図るとともに、これまで以上に多様な生徒を受け入れるよう努め、今後も双方が生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていく必要があります。

こうした役割を果たしていくためには、これからも県立高校と私立高校の双方が公私協の場で協調して協議を行い、募集定員の大幅な減少を適切に分担することが必要です。

### (3) 各地域の公私比率等のあり方と方向性

県立高校と私立高校がともに魅力ある学校づくりを進め、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えながら、募集定員の大幅な減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにする必要があります。平成25年度の提言は、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減及び進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに中長期的な方向性を示したものであり、今後もこの方向性をふまえて募集定員を策定することが適切です。

平成30年3月から平成33年3月までの3年間における各地域の中学校卒業生数の推移予測と募集定員の策定に係る公私比率等の方向性は次のとおりです。

なお、今回の検証をふまえ、募集定員総数が決定し、県立高校と私立高校それぞれが学校ごとの募集定員を決める段階においても、各地域の方向性をふまえて、地域の中学校卒業生数の増減に対応した募集定員とすることが求められます。

#### ①桑名・四日市地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間で約520人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、今回の検証結果をふまえ、引き続き、県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように策定がなされる必要があります。

#### ②鈴鹿・津地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間でやや増加に転じる年があるものの約440人と大きく減少することが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、引き続き、県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように策定がなされる必要があります。

#### ③松阪地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間で約200人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、引き続き、県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。

#### ④伊勢地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間で約350人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、今回の検証結果をふまえ、県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。

#### ⑤伊賀地域

中学校卒業生数は、平成33年3月までの3年間で約170人と、これまでの4年間と比べて大きな減少となることが予測され、これに伴い募集定員も大きく減少することが見込まれます。募集定員については、今回の検証結果をふまえ、県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように策定がなされる必要があります。

#### ⑥尾鷲・熊野地域

中学校卒業生数は、平成32年3月までの2年間で約130人と大きく減少したあと、平成33年3月には約50人の増加が見込まれます。この地域には私立高校がないことから、県立高校だけでこれらの増減に対応した定員策定がなされる必要があります。

県全体の募集定員は、ここに示した各地域の公私比率等の方向性をふまえると、今後も県立高校の比率が低くなり、私立高校の比率が高くなっていくことが見込まれます。平成33年度までの今後3年間の公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業生数の増減などがこれまでと異なることから予測することは難しいものの、平成33年度には県立高校が75～76%程度、私立高校が24～25%程度となることを見込まれます。

#### 4 おわりに

中学校卒業生数は平成34年3月には一旦、増加に転じますが、平成35年3月以降は再び減少傾向が続くことが予測されます。平成34年度以降の公私比率等の方向性については、ここに提言として示した公私比率等の方向性をふまえ策定した平成33年度までの募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証したうえで、改めて検討する必要があります。

## 募集定員と公私比率の推移(県全体)

参考 1

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中学校卒業見込者数(人)		18,375	17,797	17,844	17,514	17,459
計画進学率(%)		92.3	92.2	92.1	92.1	92.0
流出入率(%)		98.8	98.7	98.6	98.6	98.6
県内全日制高校入学見込者数(人)		16,756	16,196	16,204	15,904	15,837
募集定員(人)	県立(人)	13,065	12,600	12,600	12,320	12,240
	前年度比	—	▲ 465	±0	▲ 280	▲ 80
	平成26年度比	—	▲ 465	▲ 465	▲ 745	▲ 825
	私立(人)	3,715	3,635	3,660	3,660	3,660
	前年度比	—	▲ 80	25	±0	±0
	平成26年度比	—	▲ 80	▲ 55	▲ 55	▲ 55
	計(人)	16,780	16,235	16,260	15,980	15,900
	前年度比	—	▲ 545	25	▲ 280	▲ 80
	平成26年度比	—	▲ 545	▲ 520	▲ 800	▲ 880
	公私比率(%) 県立:私立	78.0:22.2	77.8:22.4	77.8:22.6	77.5:23.0	77.3:23.1
募集定員の公立・私立の重なり(人)		24	39	56	76	63
重なり(%)		0.1	0.2	0.3	0.5	0.4

※愛農学園・青山・ウイツ青山学園の私立3校の募集定員を除く

※計画進学率: 中学3年生の全日制高校への進路希望調査(12月)の過去5年間の平均値

※流出入率: 県外中学生の県内高校進学と、県内中学生の県外高校進学の流出入の割合の過去3年間の平均値

### 募集定員と公私比率の推移(地域別)

参考2

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成26年度からの増減	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	学校数(校)	16	4	16	4	16	4	16	4	16	4		
	募集定員(人)	4,600	1,220	4,440	1,195	4,440	1,186	4,400	1,186	4,320	1,186	▲ 280	▲ 34
	公私比率(%)	79.0	21.0	78.8	21.2	78.9	21.1	78.8	21.2	78.5	21.5	▲ 0.5	0.5
鈴鹿 津	学校数(校)	14	3	14	3	14	3	14	3	14	3		
	募集定員(人)	3,760	1,200	3,640	1,170	3,640	1,194	3,480	1,194	3,520	1,194	▲ 240	▲ 6
	公私比率(%)	75.8	24.2	75.7	24.3	75.3	24.7	74.5	25.5	74.7	25.3	▲ 1.1	1.1
松阪	学校数(校)	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1		
	募集定員(人)	1,200	560	1,160	540	1,160	540	1,160	540	1,160	540	▲ 40	▲ 20
	公私比率(%)	68.2	31.8	68.2	31.8	68.2	31.8	68.2	31.8	68.2	31.8	0.0	0.0
伊勢	学校数(校)	9	2	9	2	9	2	9	2	9	2		
	募集定員(人)	1,665	565	1,600	560	1,560	570	1,560	570	1,520	570	▲ 145	5
	公私比率(%)	74.7	25.3	74.1	25.9	73.2	26.8	73.2	26.8	72.7	27.3	▲ 2.0	2.0
伊賀	学校数(校)	6	1	6	1	5	1	5	1	5	1		
	募集定員(人)	1,240	170	1,160	170	1,240	170	1,160	170	1,160	170	▲ 80	0
	公私比率(%)	87.9	12.1	87.2	12.8	87.9	12.1	87.2	12.8	87.2	12.8	▲ 0.7	0.7
尾鷲 熊野	学校数(校)	3		3		3		3		3			
	募集定員(人)	600		600		560		560		560		▲ 40	0
	公私比率(%)	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		0.0	0.0
県全体	学校数(校)	54	11	54	11	53	11	53	11	53	11		
	募集定員(人)	13,065	3,715	12,600	3,635	12,600	3,660	12,320	3,660	12,240	3,660	▲ 825	▲ 55
	公私比率(%)	78.0	22.2	77.8	22.4	77.8	22.6	77.5	23.0	77.3	23.1	▲ 0.7	0.9

※愛農学園・青山・ウイツ青山学園の私立3校の募集定員を除く

県内全日制高校への進学者数と進学率の推移(地域別)

参考3

	卒業年度	中学校 卒業者 (A)	県内全日制進学者			県内全日制 進学率 (B/A)
			県内 県立	県内 私立	計 (B)	
桑名・四日市	平成25年度	6,177	4,247	1,113	5,360	86.8%
	平成26年度	5,989	4,121	1,016	5,137	85.8%
	平成27年度	5,975	4,143	1,031	5,174	86.6%
	平成28年度	5,963	4,108	1,015	5,123	85.9%
鈴鹿・津	平成25年度	5,465	3,715	1,109	4,824	88.3%
	平成26年度	5,331	3,605	1,104	4,709	88.3%
	平成27年度	5,337	3,544	1,151	4,695	88.0%
	平成28年度	5,152	3,435	1,106	4,541	88.1%
松阪	平成25年度	2,025	1,301	498	1,799	88.8%
	平成26年度	1,982	1,232	538	1,770	89.3%
	平成27年度	2,012	1,272	528	1,800	89.5%
	平成28年度	1,986	1,239	542	1,781	89.7%
伊勢	平成25年度	2,398	1,640	546	2,186	91.2%
	平成26年度	2,319	1,566	555	2,121	91.5%
	平成27年度	2,277	1,553	526	2,079	91.3%
	平成28年度	2,263	1,549	514	2,063	91.2%
伊賀	平成25年度	1,627	1,298	102	1,400	86.0%
	平成26年度	1,496	1,197	93	1,290	86.2%
	平成27年度	1,607	1,286	91	1,377	85.7%
	平成28年度	1,530	1,182	117	1,299	84.9%
尾鷲・熊野	平成25年度	690	596	25	621	90.0%
	平成26年度	680	568	22	590	86.8%
	平成27年度	640	548	25	573	89.5%
	平成28年度	618	530	17	547	88.5%
県全体	平成25年度	18,382	12,797	3,393	16,190	88.1%
	平成26年度	17,797	12,289	3,328	15,617	87.8%
	平成27年度	17,848	12,346	3,352	15,698	88.0%
	平成28年度	17,512	12,043	3,311	15,354	87.7%

中学3年生の進路希望と進学実績

参考4

卒業年度		募集定員	進路希望		進学実績
			7月	12月	
平成25年度	県内県立全日制	13,065	15,425	14,325	12,797
		78.0%	84.0%	78.0%	69.6%
	県内私立全日制	3,715	1,436	2,236	3,393
		22.2%	7.8%	12.2%	18.5%
	県外公私立全日制	—	256	361	447
		—	1.4%	2.0%	2.4%
計	16,780	17,117	16,922	16,637	
	100.2%	93.2%	92.1%	90.5%	
	卒業者数	18,375	18,369	18,372	18,382
平成26年度	県内県立全日制	12,600	14,858	13,631	12,289
		77.8%	83.5%	76.6%	69.1%
	県内私立全日制	3,635	1,495	2,332	3,328
		22.4%	8.4%	13.1%	18.7%
	県外公私立全日制	—	298	424	466
		—	1.7%	2.4%	2.6%
計	16,235	16,651	16,387	16,083	
	100.2%	93.6%	92.1%	90.4%	
	卒業者数	17,797	17,790	17,789	17,797
平成27年度	県内県立全日制	12,600	14,954	13,875	12,346
		77.8%	83.9%	77.7%	69.2%
	県内私立全日制	3,660	1,430	2,197	3,352
		22.6%	8.0%	12.3%	18.8%
	県外公私立全日制	—	266	425	444
		—	1.5%	2.4%	2.5%
計	16,260	16,650	16,497	16,142	
	100.4%	93.4%	92.4%	90.4%	
	卒業者数	17,844	17,827	17,852	17,848
平成28年度	県内県立全日制	12,320	14,635	13,251	12,043
		77.5%	83.7%	75.7%	68.8%
	県内私立全日制	3,660	1,409	2,350	3,311
		23.0%	8.1%	13.4%	18.9%
	県外公私立全日制	—	286	402	430
		—	1.6%	2.3%	2.5%
計	15,980	16,330	16,003	15,784	
	100.5%	93.4%	91.4%	90.1%	
	卒業者数	17,514	17,489	17,501	17,512

### 中学校卒業者の進路状況の推移

参考5

卒業年度	中学校 卒業者	進学者									通信制 進学者	就職 その他
		全日制進学者				計	定時制 進学者	高専 進学者	特別支援 高等部 進学者	合計		
		県内 県立	県内 私立	県外 公私立	計							
平成25年度	18,382	12,797	3,393	447	16,637	431	395	159	17,622	495	265	
		69.6%	18.5%	2.4%	90.5%	2.3%	2.1%	0.9%	95.9%	2.7%	1.4%	
平成26年度	17,797	12,289	3,328	466	16,083	394	386	148	17,011	549	237	
		69.1%	18.7%	2.6%	90.4%	2.2%	2.2%	0.8%	95.6%	3.1%	1.3%	
平成27年度	17,848	12,346	3,352	444	16,142	389	414	166	17,111	539	198	
		69.2%	18.8%	2.5%	90.4%	2.2%	2.3%	0.9%	95.9%	3.0%	1.1%	
平成28年度	17,512	12,043	3,311	430	15,784	372	414	159	16,729	563	220	
		68.8%	18.9%	2.5%	90.1%	2.1%	2.4%	0.9%	95.5%	3.2%	1.3%	

高校入学者・欠員・充足率の推移(地域別)

参考6

地域		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		県立	私立	県立	私立	県立	私立	県立	私立
桑名 四日市	学校数(校)	16	4	16	4	16	4	16	4
	募集定員(人)	4,600	1,220	4,440	1,195	4,440	1,186	4,400	1,186
	入学者数(人)	4,601	1,095	4,442	999	4,439	998	4,401	1,003
	欠員(人)	10	125	0	196	3	188	0	183
	充足率(%)	100.0	89.8	100.0	83.6	100.0	84.1	100.0	84.6
鈴鹿 津	学校数(校)	14	3	14	3	14	3	14	3
	募集定員(人)	3,760	1,200	3,640	1,170	3,640	1,194	3,480	1,194
	入学者数(人)	3,756	1,116	3,634	1,094	3,627	1,196	3,473	1,126
	欠員(人)	6	84	8	76	19	▲2	10	68
	充足率(%)	99.9	93.0	99.8	93.5	99.6	100.2	99.8	94.3
松阪	学校数(校)	6	1	6	1	6	1	6	1
	募集定員(人)	1,200	560	1,160	540	1,160	540	1,160	540
	入学者数(人)	1,195	533	1,152	583	1,163	557	1,153	571
	欠員(人)	5	27	9	▲43	0	▲17	7	▲31
	充足率(%)	99.6	95.2	99.3	108.0	100.3	103.1	99.4	105.7
伊勢	学校数(校)	9	2	9	2	9	2	9	2
	募集定員(人)	1,665	565	1,600	560	1,560	570	1,560	570
	入学者数(人)	1,559	640	1,497	673	1,490	628	1,482	597
	欠員(人)	107	▲75	103	▲113	74	▲58	78	▲27
	充足率(%)	93.6	113.3	93.6	120.2	95.5	110.2	95.0	104.7
伊賀	学校数(校)	6	1	6	1	5	1	5	1
	募集定員(人)	1,240	170	1,160	170	1,240	170	1,160	170
	入学者数(人)	1,236	96	1,155	89	1,232	92	1,150	91
	欠員(人)	5	74	6	81	14	78	12	79
	充足率(%)	99.7	56.5	99.6	52.4	99.4	54.1	99.1	53.5
尾鷲 熊野	学校数(校)	3	/	3	/	3	/	3	/
	募集定員(人)	600	/	600	/	560	/	560	/
	入学者数(人)	578	/	523	/	505	/	511	/
	欠員(人)	22	/	77	/	55	/	49	/
	充足率(%)	96.3	/	87.2	/	90.2	/	91.3	/
県全体	学校数(校)	54	11	54	11	53	11	53	11
	募集定員(人)	13,065	3,715	12,600	3,635	12,600	3,660	12,320	3,660
	入学者数(人)	12,925	3,480	12,403	3,438	12,456	3,471	12,170	3,388
	欠員(人)	155	235	203	197	165	189	156	272
	充足率(%)	98.9	93.7	98.4	94.6	98.9	94.8	98.8	92.6

※愛農学園・青山・ウイッツ青山学園の私立3校の募集定員を除く

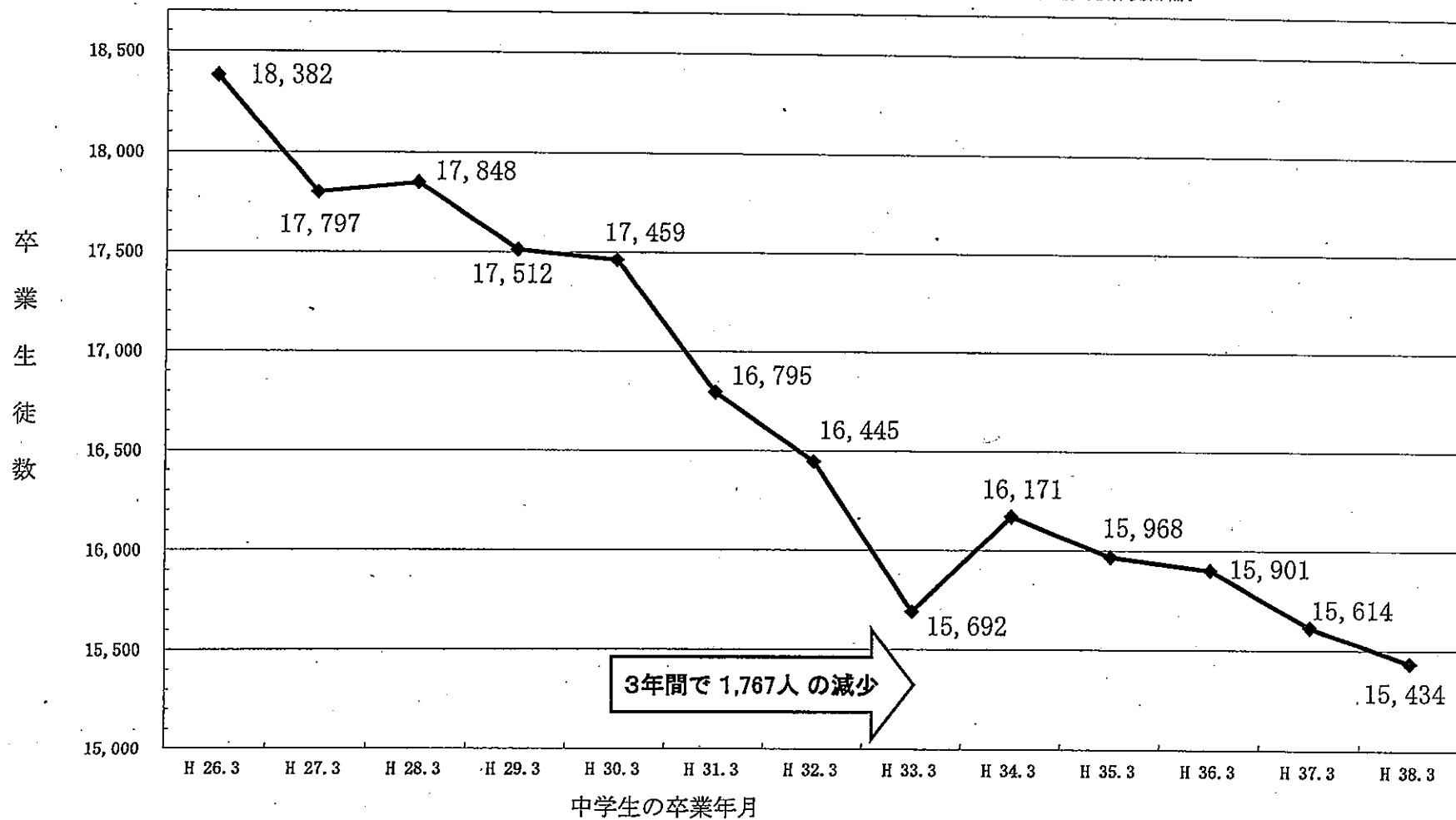
※県外からの入学者、過年度卒を含む



# 三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考7

平成29年5月1日調査  
三重県教育委員会事務局教育政策課調べ



参考 8

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

平成29年5月1日 教育政策課調べ

		H 26. 3	H 27. 3	H 28. 3	H 29. 3	H 30. 3	H 31. 3	H 32. 3	H 33. 3	H 34. 3	H 35. 3	H 36. 3	H 37. 3	H 38. 3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
桑名	卒業生数	2,252	2,203	2,131	2,127	2,020	2,056	1,979	1,941	1,983	1,971	1,947	1,988	1,910
	前年度対比		-49	-72	-4	-107	36	-77	-38	42	-12	-24	41	-78
	H29. 3対比					-107	-71	-148	-186	-144	-156	-180	-139	-217
四日市	卒業生数	3,925	3,786	3,844	3,836	3,839	3,635	3,576	3,397	3,609	3,407	3,476	3,408	3,503
	前年度対比		-139	58	-8	3	-204	-59	-179	212	-202	69	-68	95
	H29. 3対比					3	-201	-260	-439	-227	-429	-360	-428	-333
小計	卒業生数	6,177	5,989	5,975	5,963	5,859	5,691	5,555	5,338	5,592	5,378	5,423	5,396	5,413
	前年度対比		-188	-14	-12	-104	-168	-136	-217	254	-214	45	-27	17
	H29. 3対比					-104	-272	-408	-625	-371	-585	-540	-567	-550
鈴鹿	卒業生数	2,657	2,573	2,644	2,495	2,556	2,456	2,415	2,227	2,420	2,243	2,455	2,264	2,240
	前年度対比		-84	71	-149	61	-100	-41	-188	193	-177	212	-191	-24
	H29. 3対比					61	-39	-80	-268	-75	-252	-40	-231	-255
津	卒業生数	2,808	2,758	2,693	2,657	2,685	2,619	2,674	2,570	2,483	2,589	2,568	2,484	2,457
	前年度対比		-50	-65	-36	28	-66	55	-104	-87	106	-21	-84	-27
	H29. 3対比					28	-38	17	-87	-174	-68	-89	-173	-200
伊賀	卒業生数	1,627	1,496	1,607	1,530	1,550	1,470	1,433	1,384	1,391	1,364	1,379	1,359	1,327
	前年度対比		-131	111	-77	20	-80	-37	-49	7	-27	15	-20	-32
	H29. 3対比					20	-60	-97	-146	-139	-166	-151	-171	-203
小計	卒業生数	7,092	6,827	6,944	6,682	6,791	6,545	6,522	6,181	6,294	6,196	6,402	6,107	6,024
	前年度対比		-265	117	-262	109	-246	-23	-341	113	-98	206	-295	-83
	H29. 3対比					109	-137	-160	-501	-388	-486	-280	-575	-658
松阪	卒業生数	2,025	1,982	2,012	1,986	2,003	1,932	1,919	1,804	1,871	1,944	1,849	1,876	1,806
	前年度対比		-43	30	-26	17	-71	-13	-115	67	73	-95	27	-70
	H29. 3対比					17	-54	-67	-182	-115	-42	-137	-110	-180
伊勢	卒業生数	2,398	2,319	2,277	2,263	2,192	2,080	1,969	1,838	1,892	1,960	1,750	1,805	1,750
	前年度対比		-79	-42	-14	-71	-112	-111	-131	54	68	-210	55	-55
	H29. 3対比					-71	-183	-294	-425	-371	-303	-513	-458	-513
尾鷲	卒業生数	309	340	289	279	282	241	228	252	249	217	208	191	198
	前年度対比		31	-51	-10	3	-41	-13	24	-3	-32	-9	-17	7
	H29. 3対比					3	-38	-51	-27	-30	-62	-71	-88	-81
熊野	卒業生数	381	340	351	339	332	306	252	279	273	273	269	239	243
	前年度対比		-41	11	-12	-7	-26	-54	27	-6	0	-4	-30	4
	H29. 3対比					-7	-33	-87	-60	-66	-66	-70	-100	-96
小計	卒業生数	5,113	4,981	4,929	4,867	4,809	4,559	4,368	4,173	4,285	4,394	4,076	4,111	3,997
	前年度対比		-132	-52	-62	-58	-250	-191	-195	112	109	-318	35	-114
	H29. 3対比					-58	-308	-499	-694	-582	-473	-791	-756	-870
県内合計	卒業生数	18,382	17,797	17,848	17,512	17,459	16,795	16,445	15,692	16,171	15,968	15,901	15,614	15,434
	前年度対比		-585	51	-336	-53	-664	-350	-753	479	-203	-67	-287	-180
	H29. 3対比					-53	-717	-1,067	-1,820	-1,341	-1,544	-1,611	-1,898	-2,078

### 3 産業廃棄物の不適正処理事案の取組状況について

#### 1 経緯等

産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）による国の財政的支援を得て恒久対策を実施しています。

#### 2 各事案の取組状況（別紙参照）

##### (1) 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施することとし、平成29年度は、中溜池側の調整池及び染み出し抑止工を実施し、平成29年12月には中溜池側の調整池等の工事を完了させるとともに、西水路側の管理用道路等の設置工事に着手しました。

平成30年度には、中溜池側の管理用道路、西水路側の管理用道路等の設置工事を引き続き実施するとともに、西水路側の調整池及び染み出し抑止工等の設置工事に着手します。

##### (2) 桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成29年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施し、平成29年11月には、旧処分場内区域以外の区域を対象とした前期対策工事が完了しました。

このほか、後期対策工事の実施に向け、学識経験者の意見を聴きながら、後期対策工事に係る具体的な工法の検討を進めています。

平成30年度には、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施するとともに、PCB廃棄物の処理を実施します。また、環境大臣の変更同意等、必要な手続きを経た上で、産廃特措法に基づく実施計画を策定します。

さらに、平成28年10月に申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停については、継続して対応していきます。

##### (3) 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施することとし、平成29年度は、引き続き廃棄物等の掘削・除去の工事及び掘削した廃棄物等の処理を実施し、平成29年11月には廃棄物撤去区域の掘削除去工事が完了しました。また、廃棄物残置区域における水処理については引き続き揚水浄化を行うとともに、揚水浄化のための水処理施設の増強に係る設計に着手しました。

平成30年度には、引き続き揚水浄化を行うとともに、水処理施設の増強工事に着手します。

#### (4) 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成 29 年度は、西側部の整形覆土工事、雨水集水池の設置工事及び掘削した廃棄物の処理を実施し、平成 29 年 10 月には全ての対策工事が完了しました。

現在は対策工事後の効果確認（モニタリング調査）を行っており、平成 30 年度には、モニタリング調査を引き続き実施し、対策工事の効果確認を行っていきます。

### 3 今後の取組方向

4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するように着実に取組を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

対策事業の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

また、引き続き排出事業者などへの責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

産廃特措法対象の4事案の概要

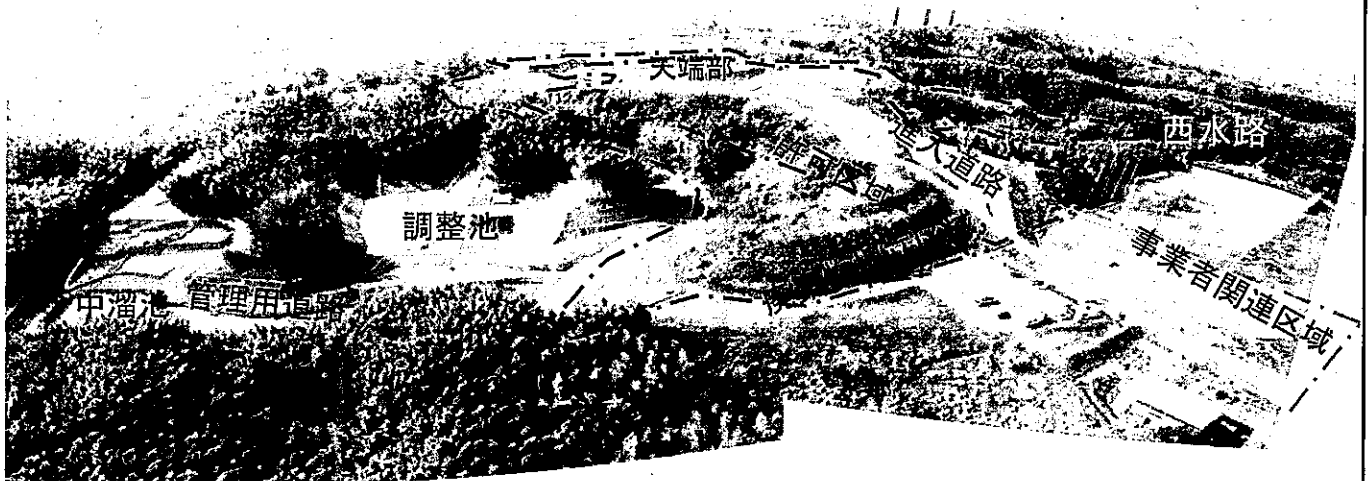
1 四日市市大矢知・平津事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出や雨水浸透による有害物質の浸出等のおそれがある事案です。

【恒久対策の概要】

廃棄物の飛散・流出や雨水浸透による有害物質の浸出等のおそれがあるため、覆土及び排水対策等を実施します。



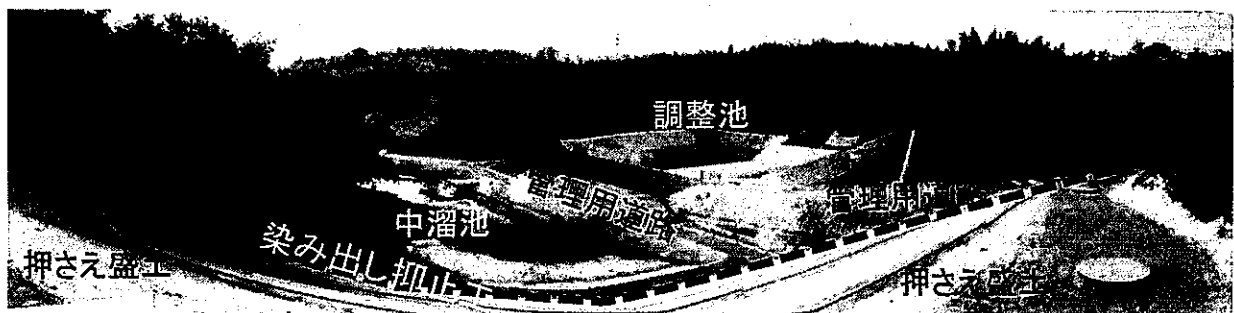
【取組状況】

(対策関係)

- 平成29年度・中溜池側の調整池及び染み出し抑止工等の設置工事 (H28～H29年度)
- ・西水路側の管理用道路等の設置工事 (H29～H30年度)
- 平成30年度・中溜池側の管理用道路の設置工事 (H30年度)
- ・西水路側の調整池及び染み出し抑止工等の設置工事 (H30～H32年度)

【現場の状況】(平成29年12月)

中溜池側の調整池、染み出し抑止工等の工事が完成



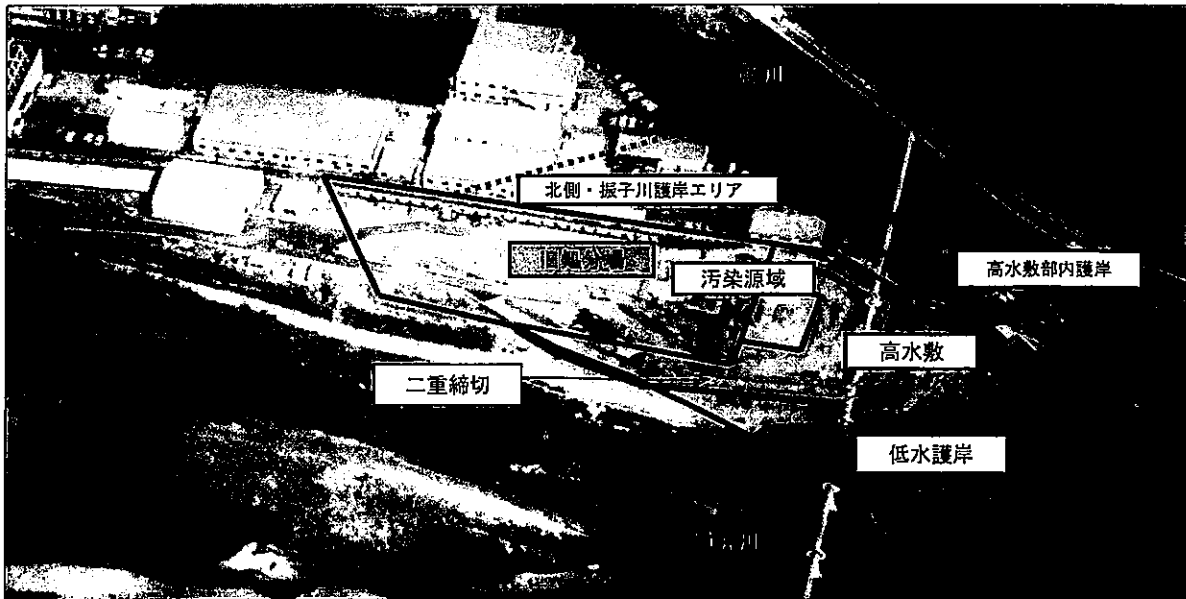
## 2 桑名市源十郎新田事案

### 【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所地中から回収した廃油にP C B等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

### 【恒久対策の概要】

P C B等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



### 【取組状況】

(対策関係)

- 平成29年度・前期工事（旧処分場区域以外の区域）（H25～H29年度）
  - ・集油管等による廃油の回収・処理（H27～H30年度）
  - ・後期工事（旧処分場内）の技術的な工法の検討整理（H27～H29年度）
- 平成30年度・集油管等による廃油の回収・処理（H27～H30年度）
  - ・後期対策に係る実施計画を策定し、環境大臣の変更同意を取得予定

(その他の取組) ・油の回収等の措置を求める民事調停の申立てを行い、現在、継続して対応中（H28年10月裁判所へ申立て）

### 【現場の状況】（平成30年2月）

現在、油回収を継続中



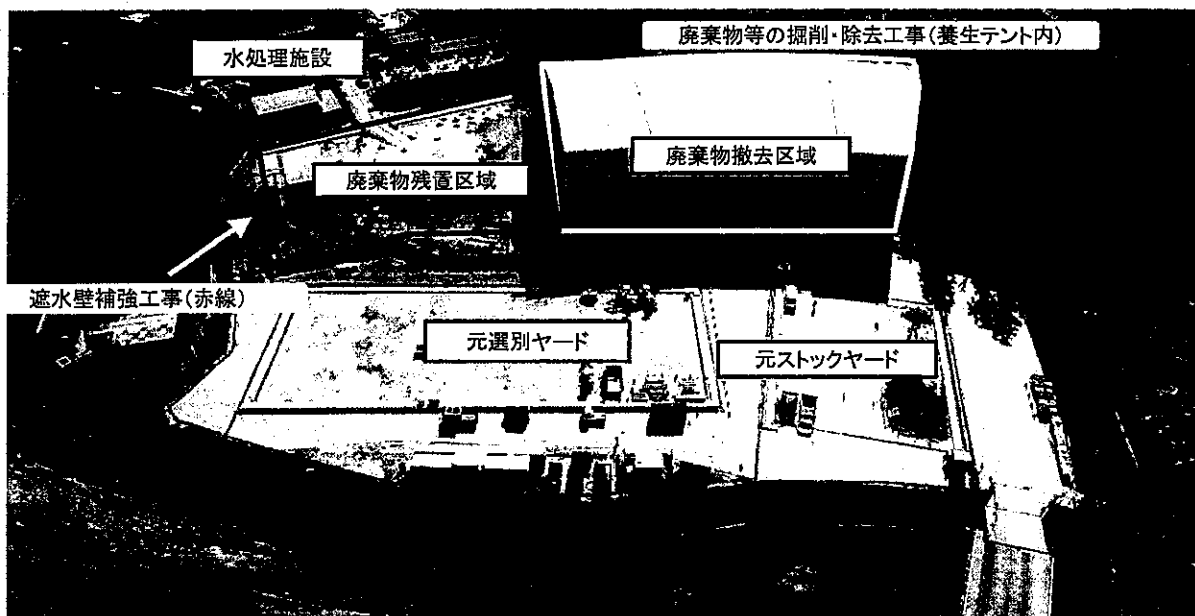
### 3 桑名市五反田事案

#### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

#### 【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施します。



#### 【取組状況】

(対策関係)

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 平成29年度 | ・ 廃棄物等の掘削・除去及び埋戻し工事 (H28～H30年度) |
|        | ・ 掘削した廃棄物等の処理 (H26～H29年度)       |
|        | ・ 水処理施設の増強に係る設計及び工事 (H29～H31年度) |
| 平成30年度 | ・ 廃棄物等の掘削・除去及び埋戻し工事 (H28～H30年度) |
|        | ・ 水処理施設の増強に係る設計及び工事 (H29～H31年度) |

#### 【現場の状況】 (平成29年11月)

廃棄物撤去区域における廃棄物等の掘削が完了



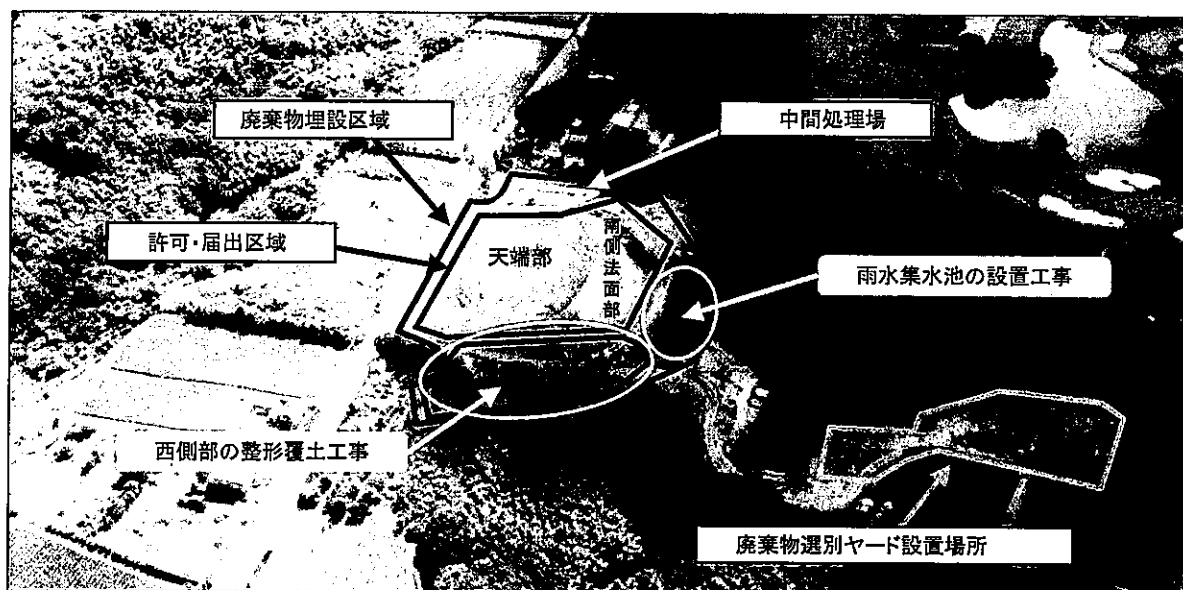
## 4 四日市市内山事案

### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から平成11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

### 【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工事等を実施します。



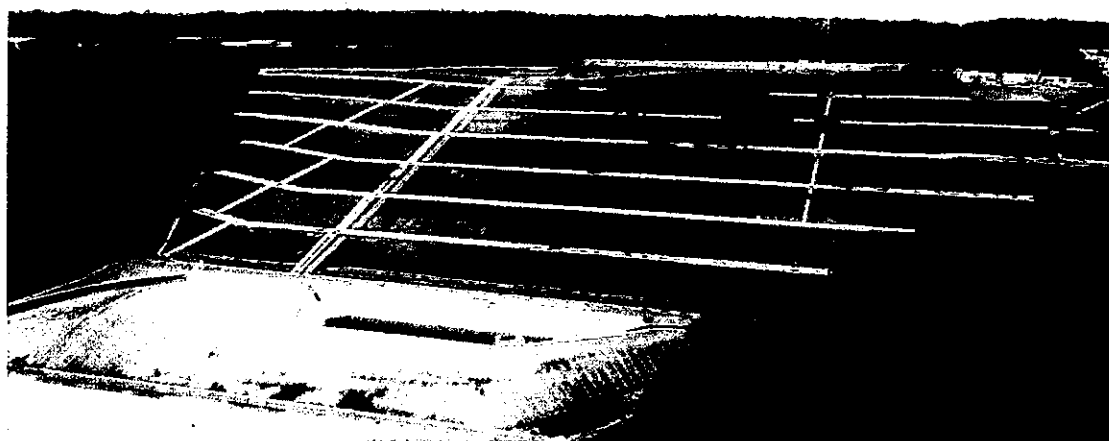
### 【取組状況】

(対策関係)

- 平成29年度・西側部の整形覆土工事 (H28～H29年度)
- ・雨水集水池の設置工事 (H28～H29年度)
- ・掘削した廃棄物の処理 (H26～H29年度)
- ・対策効果確認調査の実施 (H29～H31年度)
- 平成30年度・対策効果確認調査の実施 (H29～H31年度)

### 【現場の状況】(平成29年10月)

対策工事が完成





#### 4 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果について (環境生活部関係)

##### 1 実施テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

##### 2 監査結果

環境生活部関係では、監査の結果、8施設において17件の指摘と19件の意見がありました。その対応結果は別添1のとおりです。

【参考】 ・指摘 監査の結果、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されるもの。  
・意見 監査の結果、「指摘」には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの。

##### 【施設名】 三重県総合文化センター

###### 指摘

- (1) 利用料金の減免について【I-I-1】

##### 【施設名】 三重県交通安全研修センター

###### 指摘

- (1) 指定管理料の積算について【I-II-1】
- (2) 事業仕分けによる改善点の進捗について【I-II-2】

##### 【施設名】 みえ県民交流センター

###### 指摘

- (1) 利用料金の減免について【I-III-1】

###### 意見

- (1) 公共料金の負担関係について【I-III-2】
- (2) 指定管理料以外の収入について【I-III-3】

##### 【施設名】 三重県総合博物館 (Mi eMu : みえむ)

###### 指摘

- (1) 薬品の取扱いと棚卸について【I-IV-1】
- (2) 図書を含む収蔵物の棚卸について【I-IV-2】
- (3) 物品台帳の整理【I-IV-3】
- (4) 評価部会のホームページでの公表について【I-IV-6】

###### 意見

- (1) 敷地内の整備について【I-IV-4】
- (2) 企画展示に関するアンケート調査について【I-IV-5】

【施設名】 三重県立図書館

指摘

- (1) 図書資料の紛失等に係る処理について【I-V-4】
- (2) 協力貸出における運賃の負担状況について【I-V-5】
- (3) 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について【I-V-7】
- (4) 未使用物品の除却処理について【I-V-8】
- (5) 倉庫内の整理整頓について【I-V-9】

意見

- (1) 施設全体の有効運営について【I-V-1】
- (2) 閉架書庫について【I-V-2】
- (3) 利用者意見やクレームについて【I-V-3】
- (4) 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について【I-V-6】

【施設名】 三重県立美術館

意見

- (1) 美術館の魅力向上について【I-VI-1】
- (2) 割引券の有効活用について【I-VI-2】
- (3) 利用料免除申請書控の保管方法について【I-VI-3】
- (4) 書籍の管理【I-VI-4】
- (5) 長期修繕計画について【I-VI-5】
- (6) 予定価格の設定方法について【I-VI-6】

【施設名】 斎宮歴史博物館

指摘

- (1) 教育財産の使用許可について【I-VII-2】
- (2) 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について【I-VII-4】
- (3) 申請書における記入不備【I-VII-5】

意見

- (1) 委託業務における予定価格について【I-VII-1】
- (2) 広報活動について【I-VII-3】
- (3) 県有外物品の取扱いについて【I-VII-6】

【施設名】 三重県人権センター

指摘

- (1) 備品の管理について【I-VIII-2】

意見

- (1) 会議室等の利用について【I-VIII-1】
- (2) 設備の長期修繕・改修計画について【I-VIII-3】

## 平成28年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
I. 三重県総合文化センター		
1. 利用料金の減免について（指摘）		
<p>三重県総合文化センター条例において、利用料金の減免について定められているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。減免要件について三重県総合文化センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難になる可能性があり、改善が必要となる。</p>	<p>（三重県文化振興事業団） 指摘をふまえ、事案や担当者によって取扱いに差異が生じないように、判断基準を整備し、平成29年4月からこれに基づき運用しています。</p>	<p>三重県文化振興事業団 環境生活部</p>
II. 三重県交通安全研修センター		
1. 指定管理料の積算について（指摘）		
<p>三重県交通安全研修センターにおいて、指定管理業務に関する経費について計画値（積算数値）と実績値に差額が生じている。基本協定書に基づく当初の指定管理料の設定についてはあくまで指定管理料の上限値であり、実勢が当初の見積りよりも少額である場合においては、指定管理料の削減、もしくは、ライフサイクルコストを勘案しての先行投資（修繕費）等の予算付けを行い計上すべきと考えられる。差額が計上されているのは、積算数値と実績との比較・分析が適切に実施されていない結果であり今後適切な積算根拠を基に算出すべきである。</p>	<p>（環境生活部） 指定管理者において、施設の適正かつ効率的な運営を行った上で、経営努力によりコスト引き下げを図った結果生じた差額は、指定管理者の経営努力へのインセンティブとなり、指定管理者制度の趣旨にも合致するものと考えています。 当施設の指定管理料の積算にあたっては、これまでも業務内容や過去の実績額等をふまえ適切に積算しているものと考えていますが、平成28年度からの第5期指定管理期間においては、過去の各費目の積算数値と実績との比較・分析を行い年度協定の収支計画に反映しています。</p>	<p>三重県交通安全協会 環境生活部</p>

<p><b>2. 事業仕分けによる改善点の進捗について (指摘)</b></p>		
<p>平成23年度において実施された県の事業仕分けにおいて、改善点等が提言されている。事業仕分けの対応作業は必要水準を満たしているものの、なお改善・改良の余地が存在している。また、平成27年度において大幅な収支差額が計上されているが、主な差額要因の一つは積算精度が低かったことによる見積もり誤りであると考えられ、今後は、自主事業の実施目標や未実施項目について指定管理料の精算条件の見直し等の適切な対策が必要と考えられる。</p> <p>一方で県においても、適時に評価を行うための枠組みを策定し、翌期の積算に適切に織り込むとともに、事業や積算内容の実施漏れがある場合については指定管理者に対しモニタリングや指導を行う必要があると考えられる。</p>	<p>(環境生活部)</p> <p>指摘をふまえ、平成28年度から平成32年度までの第5期指定管理期間には交通安全指導者の養成や市町のサポートなど事業内容の改善を基本協定に盛り込んでいます。</p> <p>また、従来から実施している年1回のモニタリングでは、事業運営や会計処理状況の確認を行っており、さらに平成29年度からは指定管理料の支払いにあたっては、事業の進捗や経費の執行状況を確認した上で、3回に分割して概算払いとすることとしています。</p>	<p>三重県交通安全協会 環境生活部</p>
<p><b>III みえ県民交流センター</b></p>		
<p><b>1. 利用料金の減免について (指摘)</b></p>		
<p>みえ県民交流センター条例の第21条に利用料金の減免規定が記載されているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難であるため、減免に係る規程を整備することが必要である。</p>	<p>(みえNPOネットワークセンター)</p> <p>平成28年度中に減免判断におけるマニュアルを制定し、平成29年4月から運用していきます。</p>	<p>みえNPOネットワークセンター 環境生活部</p>
<p><b>2. 公共料金の負担関係について (意見)</b></p>		
<p>基本協定書の業務仕様書において、光熱水費の明確な負担関係については記載されていない。明示的な記載を行うことが望ましい。</p>	<p>(環境生活部)</p> <p>意見をふまえ、平成29年度から平成33年度における基本協定書の業務仕様書に、光熱水費は県が負担する旨を追記しました。</p>	<p>みえNPOネットワークセンター 環境生活部</p>
<p><b>3. 指定管理料以外の収入について (意見)</b></p>		
<p>みえ県民交流センターの広告収入について、現状広告・協賛収入について新規企業の参画が困難な中、収入拡大を行う姿勢については評価される。しかし指定管理者独自での実施においては、選定先を募集するノウハウ等が限られることから今後は県や関連する施設等との情報連携をすることが望ましい。</p>	<p>(みえNPOネットワークセンター) (環境生活部)</p> <p>他の県有施設における広告・協賛募集の事例について指定管理者に情報提供しました。その情報を指定管理者において検討の上、現在、みえ県民交流センターのホームページにて広告・協賛の公募を随時行っています。</p>	<p>みえNPOネットワークセンター 環境生活部</p>

1. 薬品の取扱いと棚卸について (指摘)

【台帳への記載漏れ】

資料洗浄などに使用する危険物のアセトン (引火性液体) について、台帳に記載されている残量よりも実際に計測した残量が4.1キログラム少なかった。総合博物館が後日調査したところ、当該かい離分は往査当日、資料洗浄のため別室に持ち出していたにもかかわらず、記帳を失念していたことが判明したとのことであった。より一層取扱いを慎重にすべきである。

【保管のルール】

薬品の保管棚については、はがれにくいシール等に棚番号を記載する等して、明確に薬品の所在がわかるようにするなど保管に際してのルールを整備する必要がある。

【不要薬品の処分】

旧三重県立博物館時代から使用されていない薬品が散見された。不要である薬品については早期に処分することが望ましい。

(三重県総合博物館)

【台帳記載漏れ】

指摘をふまえ、薬品使用時の台帳への記載を徹底するとともに、薬品ごとの取扱いが記載されている安全データシートや、危険物、毒劇物に関する法令資料を用いて、職員に対し薬品管理に対する基本的ルールの遵守を徹底しました。

【保管のルール】

薬品の保管棚については、はがれにくいシールに棚番号を記載して、明確に薬品の所在がわかるようにしました。

【不要薬品の処分】

旧三重県立博物館時代の不要な薬品については、平成30年8月を目途に調査を進めており、調査後は適切に処分します。

三重県総合博物館  
環境生活部

2. 図書を含む収蔵物の棚卸について (指摘)

収蔵物等は、平成26年4月の開館に先立ち、納入の際にすべての保管物につきリストとの照合が行われ、現時点においては現物とリストが大きくかい離していないと思われるものの、棚卸は一部の部門でしか実施されていない。定期的にすべての部門において実施するべきである。なお、膨大な量になる図書や収蔵物を毎年確認するのは現実的ではないが、サンプル抽出による棚卸実施や対象資産をその種類別に区切って数年ですべての現物資産を確認する循環棚卸等の手法を用いて棚卸をすることも検討されたい。

(三重県総合博物館)

展覧会等で展示する資料を検討する際に、資料リストと現物資料のつきあわせや資料状態の確認を行うとともに、収蔵庫ごとに実施している収蔵庫の定期清掃の際にも併せて資料の確認を行っています。このほか、各分野の担当職員が専門的視点に基づき、これらを盛り込んだ年次計画を策定し、分類や形態などの種類別に順次、資料確認調査を行っています。

三重県総合博物館  
環境生活部

3. 物品台帳の整理 (指摘)	三重県内名物餅レプリカ等、本来は収蔵品として把握されるべきものが備品として物品管理台帳に記載されている場合がある。物品管理台帳の記載内容を整理し、収蔵品とすべきものが含まれていないかを確認する必要がある。	(三重県総合博物館) 博物館では、備品は物品管理台帳により、収蔵品は収蔵品台帳によりそれぞれ整理し管理しています。指摘をふまえ、平成28年10月5日までに、物品管理台帳の記載内容のうち収蔵品とすべきものについては、収蔵品台帳に記載されていることを確認し、物品管理台帳から削除しました。	三重県総合博物館 環境生活部
4. 敷地内の整備について (意見)	三重県総合博物館のミュージアムフィールドについては、往査時点(平成28年9月7日)においては十分とは言えず、景観を損なうだけでなく、ごみのポイ捨ての誘因になりかねないことから、現在作業計画にしたがい年2回の除草が行われているものの、より一層の整備を充実させることが望ましい。	(三重県総合博物館) 平成28年度に引き続き、平成29年度も植栽管理として年2回(8月10日、12月20日からのそれぞれ数日間)機械による除草作業、人力による草引きおよび低木類管理、年1回(10月24日からの数日間)の芝生管理を実施するとともに、意見をふまえ、職員による巡視の強化や注意看板の設置を行いました。今後ともミュージアムフィールドの環境維持に努めていきます。	三重県総合博物館 環境生活部
5. 企画展示に関するアンケート調査について (意見)	平成27年度に開催された企画展示について、企画提案コンペによる大規模な広報が行われた。今後、同様に大規模な広報を行う場合には、実施するアンケートについて、定型的な項目に加え、大規模な広報の効果が測定できるような一定の工夫を組み入れることが望ましい。	(三重県総合博物館) 意見をふまえ、今後大規模な広報を実施する際には、アンケート項目を追加・充実し、広報等の効果をよりの確に測定できるよう、工夫を重ねていきます。	三重県総合博物館 環境生活部
6. 評価部会のホームページでの公表について (指摘)	平成27年6月11日に開催された平成27年度第1回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果について、ホームページに掲載する決裁が平成27年8月19日に行われているが、往査日現在(平成28年9月7日)時点でホームページには掲載されていない。速やかな掲載が必要である。	(三重県総合博物館) 指摘をふまえ、平成27年度第1回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果について、平成28年11月29日にホームページに掲載しました。今後は、協議会等の開催結果について、速やかにホームページでの掲載を行っていきます。	三重県総合博物館 環境生活部

V 三重県立図書館

1. 施設全体の有効運営について（意見）

往査日（平成28年9月9日）時点、図書館の2階の文学コーナーにおいては、熊本地震に係る啓発や観光に係る資料等が展示されていた。このような県外における文化交流や情報発信を目的とした取り組みは有意義であるが、利用者については非常に少数の図書館利用者のみであった。そのため、取り組みは活発にされているものの、その情報が利用者十分に提供されているかが懸念されるところである。今後は有効運営にも配慮した取り組みを行うことが利用者満足の向上にも資するのではないかと考える。

（三重県立図書館）  
意見をふまえ、常設展や企画展の充実に努めました。また、1階閲覧室展示コーナーで文学コーナーの見どころを紹介した展示を行うなど、1階閲覧室から2階文学コーナーへの誘導案内表示を工夫するとともに、県生涯学習センターの協力を得て、講座参加者に案内を行いました。

三重県立図書館  
環境生活部

2. 閉架書庫について（意見）

県立図書館においては、バックナンバー（過去に陳列していたもの）についてはすべて地下に移動され、期間設定等も無くすべて保存している。今後、収納量が不足することは明白であり、閉架書庫の容量が一杯になる前に方針を定める必要がある。仮に取捨選択しての保管を行う方針であれば保管対象となる書籍種類・期間等を明確に取り決める必要がある。「図書等除籍・廃棄取扱要領」に加え、「三重県立図書館資料収集方針」が現在存在するが、収容量が適切な水準に収まるのかどうかは明確でなく、引き続き検討することが望ましい。

（三重県立図書館）  
以前から資料の収容能力については課題として認識しており、これまでも複数冊所有する図書の廃棄などに努めてきたところです。  
意見をふまえ、平成29年10月に「図書等除籍・取扱要領」を改正し、除籍要件の追加を行いました。さらに、図書等の市町立図書館との分担保存についても見直しに着手したところです。  
なお、図書等の除籍や廃棄にあたっては、図書館資料選定委員会で慎重に判断しながら、引き続き、収容能力に応じた適切な収集・保存を行っていきます。

三重県立図書館  
環境生活部

3. 利用者意見やクレームについて（意見）

意見・クレームの概要やその対応方針（又は対応結果等）、対応時の留意点、対応終了の有無等の情報を一覧表とすることによって、継続的に検討されるべき案件が明確になるほか、情報の取り漏れ等も減少すると考えられる。また、同様の意見やクレームがあった場合に図書館としての対応が統一できることから、対応の品質改善にも資すると考えられる。そのため、ファイルでの一覧表管理を行い、その情報の明確化をすることが望ましい。

（三重県立図書館）  
意見をふまえ、平成29年4月からファイルでの一覧表管理を開始し、職員で情報共有しています。

三重県立図書館  
環境生活部

<p>4. 図書資料の紛失等に係る処理について (指摘)</p> <p>「資料の亡失・汚損・破損届」について査閲したところ、サイン漏れのもの、サイン及び資料情報について記載漏れのものが確認された。図書館のデータベース上で代品の入荷がなされていることが確認されたので、実質的に問題はなかったものの、今後運用を適切に実施すべきである。</p>	<p>(三重県立図書館) 平成 28 年 10 月よりダブルチェックを実施し、サイン漏れ等の防止に努めています。</p>	<p>三重県立図書館 環境生活部</p>
<p>5. 協力貸出における運賃の負担状況について (指摘)</p> <p>三重県立図書館と、市町等の図書館は協力貸出を行っている。現状協力貸出の際、図書の搬送業務を業者に委託しているが、発生する費用は県立図書館が全額負担している。この負担関係については、現在協定書等の規定が存在しない。こうした市町図書館との関係については、文書化を行い明確にしておく必要がある。</p>	<p>(三重県立図書館) 図書館資料搬送にかかる負担関係について、平成 29 年 12 月に市町と協議を行いました。協定等の締結には至っていません。引き続き、締結に向けた協議を行います。</p>	<p>三重県立図書館 環境生活部</p>
<p>6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について (意見)</p> <p>現在、県立図書館は蔵書冊数約870,000冊を有しており県民人口に対する割合は都道府県図書館においても上位を占めている。</p> <p>一方で、県立図書館の図書の収容能力は約1,000,000冊とその収容能力は限られており、県立図書館は「三重県図書館資料(図書、雑誌、新聞)保存要領」を平成25年7月に策定し、県内市町図書館との蔵書の重複の解消を図っているが、毎年廃棄等により減少する以上に購入される図書が上回っている状況であり、実際の除籍・廃棄される年間冊数は、300冊から3,000冊程度となっている。</p> <p>図書収容能力には限界があることから、図書等除籍・廃棄取扱要領について再度見直しを行う時期にきている。なお平成28年12月1日より「三重県立図書館資料収集方針」の一部を改訂し、収集する資料は原則1点とした他、従来収集した資料のうち1点は、原則として除籍・廃棄の対象としない旨定めていたが当該規定は削除された。今後は上記要領とあわせて県民の文化的生活に寄与する図書の適切な収集・保存を図るのが望ましい。</p>	<p>(三重県立図書館) 平成 29 年 10 月に「図書等除籍・取扱要領」の一部改正を行い、除籍要件の追加等を行いました。今後とも、関係要領等を見直すなどして、図書の適切な収集・保存に努めます。</p>	<p>三重県立図書館 環境生活部</p>
<p>7. 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について (指摘)</p> <p>現在、未返却の図書について、はがきや封書、電話などによる督促を返却期限日を起点として2年間のうちに数回行っているが、それでも返却されない図書については、図書等除籍・廃棄取扱要領に基づき、最終の督促を行った時から3年を経過した時点で除籍し、利用者情報も同時に削除している。利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すためにも、督促してもなお図書が返却されない場合の除籍、利用者情報の削除について見直すべきである。</p>	<p>(三重県立図書館) 利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すため、他館の状況等を調査するなど情報収集を行いました。これらをふまえ、未返却図書の除籍時期の延長等を内容とする「図書等除籍・廃棄取扱要領」の改正を平成 30 年 3 月に行うこととしています。</p>	<p>三重県立図書館 環境生活部</p>



<p>8. 未使用物品の除却処理について（指摘）</p> <p>現物は実在していたものの、実際には使用していないものが数点確認された。将来的に使用に供する可能性がない備品については適切な承認を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。</p>	<p>（三重県立図書館） 全ての備品リストを確認し、平成 28 年 11 月に不要な備品を適切に処分するとともに、備品台帳の整理を行いました。</p>	<p>三重県立図書館 環境生活部</p>
<p>9. 倉庫内の整理整頓について（指摘）</p> <p>備品の実在性を確認するために倉庫内を視察したところ、その中には三重県の公文書も含まれていた。これらは適切に整理及び保管されるべきであり、また、これらの公文書の多くは保存期間を過ぎたものであることから、適切に処分すべきである。</p>	<p>（三重県立図書館） 指摘をふまえ、平成 28 年 11 月、「三重県公文書管理規程」に基づき、適切に廃棄等を行いました。</p>	<p>三重県立図書館 環境生活部</p>
<p>VI 三重県立美術館</p>		
<p>1. 美術館の魅力向上について（意見）</p> <p>現在、作品の購入予算がなく、寄贈が中心であるため、作品のコレクションを増やし、館の独自性を表現することが困難な状況ではあるが、特徴的なコレクションを形成することは館の独自性や魅力を向上させることにつながるため、この機能の充実に努められたい。また、作品保護のため美術館における飲食に対する制限が大きいことは十分に理解できるが、施設の更なる有効利用に向けて、食事や休憩に関する来館者ニーズへの対応について検討することが望ましい。</p>	<p>（三重県立美術館） 引き続き、館の収集方針に基づき、県ゆかりの作家など魅力的な展覧会の開催に努めるとともに、特徴的なコレクションを形成できるよう、予算獲得等に努めているところです。 また、来館者からの飲食に関する多様なニーズへの対応については、軽食の提供等を館内レストランに働きかけるとともに、団体利用者に対しては、美術体験室で飲食ができるよう対応しています。</p>	<p>三重県立美術館 環境生活部</p>
<p>2. 割引券の有効活用について（意見）</p> <p>美術館においては、利用者拡大や施設・イベントの広告のためにリーフレットや割引券を発行している。配分割合を変更する等、配布の効率化や費用対効果の向上につながることを期待できるため、今後割引券の利用状況から、その宣伝効果等について検証の実施を検討されたい。</p>	<p>（三重県立美術館） 割引券の配布効果について、企画展の内容や開催時期による傾向を把握するため、現在、平成 30 年度末までを対象期間として調査を行っています。その結果をふまえ、必要に応じて費用対効果等の観点から、配布先や配布数の見直し等を検討します。</p>	<p>三重県立美術館 環境生活部</p>

<p>3. 利用料免除申請書控の保管方法について（意見）</p> <p>美術館運営に係る各種申請書を確認した結果、利用料免除申請書（美術館の控え分）について承認印・日付の記載がないものが見受けられた。現状では、利用者から提出された申請書を保管しているが、一部を除いて許可の事実を示す書類の写しを保管していないため、今後は、許可を行った書類をコピーして保管する方法へ統一することを検討されたい。</p>	<p>（三重県立美術館）</p> <p>意見をふまえ、利用料免除の許可を行った際には申請者に交付した書類をコピーし、一体として保管する方式に変更しました。</p>	<p>三重県立美術館 環境生活部</p>
<p>4. 書籍の管理（意見）</p> <p>他の美術館・大学から寄贈された書籍をシステムで管理しているが、往査日（平成28年8月21日）時点で書庫を視察したところシステムに未登録の書籍が平成26年に届いた状態で放置されていた。今後、大量に書籍が送付された場合には、少なくとも荷物ごとに仮登録し、組織としてこうした漏れが生じないようにするのが望ましい。また、所蔵の要否は学芸員の知見に基づく判断によることになるが、その判断に要する期間の目安及び所蔵しないと判断した書籍の取扱いについては規定・マニュアルを作成し、長期間放置されることの無いよう、外部へ寄贈可能な書籍に関する情報を提供していくことが望ましい。</p>	<p>（三重県立美術館）</p> <p>寄贈された書籍の処理漏れが生じないように、大量の書籍が寄贈された際には、荷物ごとに仮登録をするなどし、適切に対応することとしました。</p> <p>なお、寄贈された書籍の取扱マニュアルを平成29年1月に策定し、これに基づき、適切に事務を進めています。</p>	<p>三重県立美術館 環境生活部</p>
<p>5. 長期修繕計画について（意見）</p> <p>美術館の所蔵している作品は一定の温度及び湿度の下での保存が必要で機械の故障による不調が許されないこと等から、修繕実施による建物使用の延長年数を検討すると同時に、建替えとの比較考慮を行い、長期的視野に立った修繕計画を検討することが望ましい。</p>	<p>（三重県立美術館）</p> <p>「みえ公共施設等総合管理基本方針」をふまえ、平成32年を目途に長寿命化計画を策定し、長期的視野に立って計画的に修繕・改修を実施していくこととしています。</p>	<p>三重県立美術館 環境生活部</p>
<p>6. 予定価格の設定方法について（意見）</p> <p>熱源系空調設備の一般競争入札の実施に当たり、予定価格の見積算定積上計算を自ら行うことが困難であるため、業者見積書の金額に一定の割合をカットして調整していた。予定価格算定の実施上やむを得ず行う場合であっても、見積書の内訳を精査し、可能な限り検討するのが望ましい。この点現在の工事設計書には、各工事の内訳が1台もしくは1式で記載されており、これを単価及び時間数に細分化して検討することで、より精緻な分析を行うことを検討されたい。</p>	<p>（三重県立美術館）</p> <p>専門性や特殊性の高さから自ら見積額を算定することが困難なケースもありますが、意見をふまえ、可能な限り工事の内訳を細分化し、それぞれの項目で分析を行った上で積算しているところで</p>	<p>三重県立美術館 環境生活部</p>

Ⅶ 齋宮歴史博物館

1. 委託業務における予定価格について（意見）

特命随意契約により契約が行われている保守点検業務の予定価格の算定方法について改善の余地があると考えられる。現在の予定価格は、参考見積もりを入手し、それに諸経費等を調整して算定されているが、その内訳が各作業内容について数量一式で記載されているため、実勢価格と比較することができない。当該業務には特殊性があるため、予定価格の算定が困難であることは理解できるが、予定価格の算定においては、各作業内容の数量を労働時間と時間単価から人件費を算出するなど金額が妥当な水準であるか、可能な限り検証することが望ましい。

（齋宮歴史博物館）  
次回契約時（平成 30 年度、契約期間 3 年）は、予定価格が妥当な水準であるかどうかを実勢価格と比較・検証ができるようにするため、委託業務の各作業内容に対する人件費（技術者労働単価×人数×日数）や材料費等に基づき算定するように改善します。

齋宮歴史博物館  
環境生活部

2. 教育財産の使用許可について（指摘）

A 法人に教育財産の使用許可を与えているが、継続して使用許可を受ける場合、その条件として「使用期間の満了 2 か月前までに書面をもって館長に申請しなければならない」ことが挙げられている。つまり 4 月 1 日から継続して使用許可を受ける場合、1 月末までに申請しなければならない。しかし、平成 27 年度分については、3 月に申請されており条件を満たしていない。県は、更新時において適切に指導することが必要である。

（齋宮歴史博物館）  
教育財産の使用許可事務について、規程に基づき指導し、適正な事務処理に努めていきます。平成 29 年度への更新事務においては既に指導を行い、適正に処理しています。

齋宮歴史博物館  
環境生活部

3. 広報活動について（意見）

来館者を増やすためには広報活動をより一層充実させることが重要と思われるが、アンケート調査によれば入館者の約半分が県外在住者であったことから、県外在住者に対する情報発信も効果が高いと考えられる。人員や予算の制約はあるが、情報発信の方法について工夫することが望ましい。

（齋宮歴史博物館）  
齋宮の魅力をより効果的に県外に発信するため、ホームページにおける情報発信のほか、各種メディアへの情報提供や関係機関・団体と協働しての PR 活動等に努めるとともに、工夫・改善ができる手法や形態がないか検討しています。その一環として、平成 29 年度には、宿泊施設や観光施設へのチラシ等の設置や、ツイッターによる情報発信を開始しました。

齋宮歴史博物館  
環境生活部

<p>4. 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について（指摘）</p> <p>一部備品の管理状況を実際に確認している中で1点台帳上に存在しない資産が見受けられた。職員駐車場横に設置されたプレハブ倉庫について、物品管理台帳に記載されておらず、かつ、物品標示票等も存在していない状況であるため、取得の経緯や所在を確認の上、斎宮歴史博物館所管のものであれば適切な資産登録を実施する必要がある。</p>	<p>（斎宮歴史博物館）</p> <p>調査の結果、当該プレハブ倉庫はゴミ保管場所として当館が設置したものであることが判明し、平成28年12月に物品管理台帳に登録しました。今後は、適切に管理します。</p>	<p>斎宮歴史博物館 環境生活部</p>
<p>5. 申請書における記入不備（指摘）</p> <p>斎宮歴史博物館の運営に係る各種申請書について査閲した結果、特別観覧許可申請書について控が保管されていないものが1件見受けられた。また、特別観覧許可申請書をはじめ、各許可証の控について担当者で取扱いが異なっている状況である。申請書や許可証は条例で定められた書類であり、利用者へ交付した資料と同一の内容の書類を保管し、不備等による申し出があった場合に照合できるようにすることが望ましい。今後は申請書と許可証の控（コピー）が一式となっていることを確認して保管するよう、取扱いの統一を図ることを検討されたい。</p>	<p>（斎宮歴史博物館）</p> <p>指摘以降、許可証の控（印影付コピー）を申請書と一式として保管し、不備等による申し出に対応できるように改善しました。</p>	<p>斎宮歴史博物館 環境生活部</p>
<p>6. 県有外物品の取扱いについて（意見）</p> <p>斎宮歴史博物館においては、1点県有外物品として電話交換機をリースしている。通常リース契約においては、借受時における物件借上証と返却時の物件受領証が発行されると考えられる。しかし、当該物品については平成28年3月に借り換えを行い、旧機械は返却しているが、返却の際の受領関係資料が存在しない。今後リースを実施する際には、返却の事実を示すものとして受領証を入手し保管することが望ましい。</p>	<p>（斎宮歴史博物館）</p> <p>次回リース契約時（平成31年度、契約期間5年）は、県有外物品の借受・返却時には、その事実を確認するための書類を取り交わし保管するように改善します。</p>	<p>斎宮歴史博物館 環境生活部</p>
<p>Ⅷ 三重県人権センター</p>		
<p>1. 会議室等の利用について（意見）</p> <p>多目的ホール以外の各会議室と関連する備品については、外部貸出は行わず、県関係者の会議に使われるのみであり、部分的に未活用の状況が生じている。県関係者に周知徹底を行い、利用促進を積極的に働きかけて、より有効な活用を図っていくことが望ましい。</p>	<p>（三重県人権センター）</p> <p>会議室等の利用について、全所属長あてに積極的な利用を呼び掛ける文書を出し、利用件数は増加していますが、さらに有効活用を図れるよう、周知やニーズをふまえた対応に努め、利用促進に取り組めます。</p>	<p>三重県人権センター 環境生活部</p>

2. 備品の管理について (指摘)		
備品3点について保管場所が変更されているにもかかわらず、備品管理状況一覧表には当該変更が反映されていなかった。実物の使用状況を備品管理状況一覧表に適時・適切に反映させるべきである。	(三重県人権センター) 当該備品に係る物品管理台帳の保管場所について、速やかに修正し、備品管理の適切な処理に努めています。	三重県人権センター 環境生活部
3. 設備の長期修繕・改修計画について (意見)		
人権センターの担当者は予算要求の基礎資料として、設備改修の見積額を集計した資料を作成しているが、県として設備の修繕・改修計画の取りまとめを実施することが望ましい。	(三重県人権センター) 「みえ公共施設等総合管理基本方針」をふまえ、平成32年を目途に長寿命化計画を策定し、長期的視野に立って計画的に修繕・改修を実施していくこととしています。	三重県人権センター 環境生活部

5 各種審議会等の審議状況について（環境生活部関係）

（平成29年11月22日～平成30年2月18日）

1 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成29年12月12日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 山下 治子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年7月頃

2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成29年12月7日
3 委員	会 長 井村 正勝 副会長 岸 葉子 委 員 岡野 裕行 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成29年度事業の進捗状況等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：平成30年3月14日

3 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成29年11月28日（第2部会） 平成29年11月29日（第1部会） 平成29年12月20日（全体会）
3 委員	会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 伊藤 公則 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「男女共同参画の推進に関する中間評価」について審議が行われ、全体会で承認された。
6 備考	次回開催日：平成30年5月頃

#### 4 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 平成29年12月25日 (2) 平成29年12月26日 (3) 平成30年2月9日 (4) 平成30年2月15日
3 委員	(1) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名 (2) 小委員会委員長 太田 清久 他7名 (3) 小委員会委員長 塚田 森生 他8名 (4) 小委員会委員長 石田 典子 他7名
4 諮問事項	(1) 四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) (仮称) 菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (3) (仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (4) サクシードヒルズ西方宅地開発事業簡易環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価法及び三重県環境影響評価条例に基づく各環境影響評価図書について事業者から説明を受け、各図書に記載された内容について審議された。 (1) については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成30年1月17日に答申された。 (2) については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成30年1月23日に答申された。
6 備考	次回開催日：未定